

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和43年9月18日環衛第8140号）

新旧対照表

新	理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について 昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知 令和6年6月26日健生発0626第6号 一部改正	理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について 昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知
	<p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 (略)</p>	<p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 (略)</p>

<p>たは管理美容師となることはできないこと。</p> <p>なお、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」 (昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号) の別紙「理容所及び美容所 における衛生管理要領」第 6 の 2 のなお書きの場合について は、この限りではないこと。</p>	<p>たは管理美容師となることはできないこと。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--